

+ 貨物概要

厚さ 3 mm のポリエステル製の板を直径 1 cm の円形に打ち抜いたもの。縁取りし、穴をあけ、研磨してボタンを製造するための材料。

+ 分類

関税率表第 3926.90 号 - 2 (統計番号 3926.90-029) のその他のプラスチック製品

+ 分類理由

プラスチックを円形に打ち抜いただけのもので、関税率表解説第 96.06 項 の の「...ボタン製造用として使用するものであることを容易に識別できるもの...」にはあたらないことから、第 96.06 項には分類されません。

したがって、ボタンのブランクではなく、プラスチック製品として第 39 類の物品で他に該当する項がないことから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)